

「新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見募集の実施について」への意見一覧  
(標準的手法)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	標準的手法全般	融資については、現行告示では基本的にはリスク・ウェイト 100%であり、そうでないリスク・ウェイトの部分についてはまとめて把握して置き換えれば（控除すれば）算出できたのに比して、新告示案では元のエクスポージャーが一律でなくなったため、そのような単純な算出方法は不可能であり、基本的には、債務者毎の債権明細単位での計算となり、その上で債務者毎にまとめるといったプロセスになったとの理解でよいか。	外部格付の利用等により、現行規制に比べて計算プロセスが複雑になる面はあると考えられますが、他方において、①リスク・ウェイトの計算は基本的に債務者単位で行うこと、②住宅ローンとそれ以外の区別は現行規制でも必要であること、等に鑑みれば、現行規制に比べて過度に複雑性を増すものではないとは考えていません。
2	標準的手法全般	当金庫は貸出金と会計上の未収利息の紐付けがシステム上でできていないため、会計上の未収利息を当該債務者のエクスポージャーと切り離して考え、当該未収利息全体のリスク・ウェイトを一律 100%とするといった算定方法は可能か。	御指摘の件については、解釈集において、明確化する予定です。
3	第 1 条第 13 号	適格格付機関について早急に公表してほしい。	3 月末までに公表する予定です。
4	第 50 条 (信組 第 21 条 第 3 項)	適格格付機関の格付の使用方法について、リスク・ウェイト判定上の基準と内部管理上の基準の整合性が求められているが、① 本告示で使用する適格格付機関が内部管理で使用する適格格付機関と同じであれば、整合性は満たされると理解してよいか。② ①に加え、利用する格付の種類（個別格付、債務者信用力格付、短期格付、カントリー・リスク・スコア）まで内部管理上も同じにする必要があるのか。③ ①、②に加え、複数の格付がある場合の取扱い（告示案第 24 条）を内部管理上も同じにする必要があるのか。④ ①、②、③でもない場合、求められる整合性の度合いを具体的に示してほしい。	内部管理上の基準との整合性については、リスク・アセットの額を意図的に小さくするといった行為を防止するためのものであり、内部管理上の格付の利用との完全な一致を求めるものではありません。少なくとも例示の①を満たしていることは必要と考えられますが、内部管理上の基準との整合性については個々の事案に即した判断が必要であり、画一的な回答は困難であると考えます。なお、本条第 3 項の趣旨は、内部管理上の格付の取扱いを本告示（自己資本比率算出）上の取扱いに合わせることを求めるものではないことにご留意願います。
5	第 51 条 第 1 号	第五十一条において、「標準的手法採用行の保有するエクスポージャーに対して個別格付が付与されていない	御指摘を踏まえ、告示案を修正いたします。

		場合であって、次の各号に掲げるときは、当該エクスポージャーは、当該各号に掲げる格付が付与されているものとみなす。」とあるが、「当該個別格付を使用してもよい」なのか「当該個別格付を使用しなければならない」のかを明確にしてほしい。	
6	第 51 条	適格格付機関による格付が、債務者信用力格付及び長期債権についての個別格付しか付与されていない場合、銀行が保有する短期かつ無格付の債権について、第 51 条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを適用し、当該債務者信用力格付又は長期債権の個別格付を適用することは問題ないか。	問題ありません。
7	第 52 条	個別格付又は債務者信用力格付が当該標準的手法採用行の保有するエクスポージャーと同一通貨建てのエクスポージャーに係るものではない場合には、当該個別格付又は債務者信用力格付を用いてはならないとあるが、ソブリン格付以外について、債務者信用力格付に「自国通貨建て」と「外貨建て」の区別が無い格付機関の格付を用いる場合は、当該債務者信用力格付を「自国通貨建て」、「外貨建て」エクスポージャーに対して適用してもよいか。	債務者信用力格付については、「自国通貨建て」、「外貨建て」の区別がない場合でも、「自国通貨建て」及び「外貨建て」エクスポージャーいずれに対しても適用できます。
8	第 53 条	保有するエクスポージャーについて適格格付機関の格付が複数ある場合、ある適格格付機関では個別格付が付与されており、別の適格格付機関では債務者格付のみ付与されている場合、個別格付を優先する等の考慮は不要との認識でよいか。あくまでもリスク・ウェイトを基準とし、個別格付に対応するリスク・ウェイトと債務者信用力格付に対応するリスク・ウェイトを並列的に取扱ってよいかを確認したい。	保有するエクスポージャーに個別格付が付与されている場合は、当該個別格付を使用しリスク・ウェイトを適用します。保有するエクスポージャーに個別格付が付与されていない場合には、第 51 条に従います。
9	第 59 条 第 64 条 第 102 条	第 59 条、第 64 条、および第 102 条では、いずれも当該国における規制の取扱いに基づくものとされていますが、各国の取扱いについては、各金融機関に調査・確認を求めるのではなく、貴	17 年 6 月 17 日付回答の別紙 2 項番 4 を御参照ください。

		庁から情報提供されることを要望する。	
10	第 61 条他 (信金 第 52 条 他)	第 2 項において「前項の場合を除き」とあるが、「円建てエクスポージャーのうち円建てで調達されたもの以外」を指しているのか、「円建てエクスポージャー以外」を指しているのか。	「円建てエクスポージャーのうち円建てで調達されたもの以外」を指します。
11	第 63 条 (農協 第 34 条)	系統預け金のリスク・ウェイトについては、金融機関向けエクスポージャーとして国の格付けに基づき決定するのではなく、現行規制同様、一律 20%としてほしい。	金融機関向けエクスポージャーという全業態に共通するものに対して、ある業態にだけ特別の扱いを認めることは不適當と考えます。
12	第 65 条 (信金 第 59 条)	法人等向けエクスポージャーに格付がある場合に、通常、格付機関による格付は債券に付与されるものであるが、当該法人に対する融資や当該法人の発行した株式にも同じ格付があると考えてよいのか。それとも、それらは無格付のエクスポージャーとなるのか。あるいは、融資関連取引には同じ格付が付与されるとみなし、株式には（格付に関係なく）第 76 条(信金第 70 条)が適用されるのか。また、反対に、法人自体に格付が付与されている場合の取り扱いはどうか。	個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いについては第 51 条に従います。また、株式については第 76 条に従います。
13	第 67 条 第 148 条	国内銀行（以下子銀行）が適用除外の対象となる場合、親銀行の連結自己資本比率規制においては第 67 条（法人等向けエクスポージャーへの一律 100%リスク・ウェイトの適用）を適用しても、子銀行自身の単体・連結自己資本比率規制においては第 67 条を適用しないことが認められるべきである。	御指摘の件については、解釈集において、明確化する予定です。
14	第 67 条 (信組 第 38 条)	第 67 条(信組第 38 条)の特例を適用する場合、第 68 条(信組第 39 条)の「中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例」は適用できなくなるのか。	適用できます。
15	第 68 条 (信金 第 62 条)	17 年 3 月 31 日付回答の別紙 3 項番 71 において、中小企業等の定義に当てはまらない法人であっても、協同組織金融機関の会員・組合員であれば中小企業等に含めることを検討する旨の回答があったが、検討の結果、少なくとも信用金庫においては原則どおり中	見直し後の告示案において、「中小企業等」の定義は「会社」に限られていましたが、協同組織金融機関によっては会社以外の法人も会員・組合員になりうることを考慮し、再見直し後の告示案においては「会社」を「法人」に修正致しました。

		小企業等の定義に従うという結果になったと考えてよいか。	
16	第 68 条 (信金 第 62 条)	17 年 6 月 17 日付回答の別紙 3 項番 19 において、抵当権付住宅ローンの要件を満たすものは 1 億円以下基準や 0.2% 超基準には含まないとされていることを、条文において明確化して欲しい。	御指摘の件については、解釈集において、明確化する予定です。
17	第 68 条 (信金 第 62 条)	第 1 項第 2 号 (0.2% 超基準) で延滞エクスポージャー (第 71 条 (信金第 65 条)) を除くとしているが、同項第 1 号 (1 億円以下基準) では延滞エクスポージャーは除かないと解釈してよいか。	御指摘のとおりです。
18	第 68 条 (信金 第 62 条)	融資取引先である中小企業に対する出資金は、中小企業等・個人向けエクスポージャーの額に含めて 1 億円以下 (や 0.2% 超) を判別し、しかるのちに 70 条に基づきこの部分をリスク・ウェイト 100% に置き換えるということによいか。	御指摘の件については、解釈集において、明確化する予定です。
19	第 68 条 (信金 第 62 条)	当金庫の名寄せ管理は、利害関係者をより広く捕捉するため、1 億円以内の中に「中小企業等」に属さない法人も入ってしまうことがある。かかる法人は名寄せから除く (システマ的) 措置を講じる必要があるか。	「中小企業等」に属さない法人について、第 68 条による特例は適用できません。
20	第 68 条 (信金 第 62 条)	信用保証協会の保証付融資は第 74 条 (信金第 68 条) に規定されているが、第 6 節の信用リスク削減手法における「保証」に該当するのかが不明なため、1 億円以下基準 (1 項 1 号) や 0.2% 超基準 (1 項 2 号) の対象エクスポージャーに含めることになるのか、ならないのかが分からない。	17 年 3 月 31 日付回答の別紙 3 項番 51 でお答えしたとおりですが、御指摘の件については、解釈集において、明確化する予定です。
21	第 68 条 (信金 第 62 条)	① 第 1 項第 2 号 (0.2% 超基準) で「第七十一条 (信金第六十五条) に該当するものを除く」とあるのは、例えば、中小企業 A のエクスポージャー (非延滞) が 3,000 万円、その社長 B のエクスポージャー (三月以上延滞) が 2,000 万円あり、それらを一体として一の債務者とみなしている場合 (0.2% 以内にあるものとする) には、B の延滞 2,000 万円のみを除き、A の非延滞 3,000 万円についてはリスク・ウェイ	① 御指摘のとおりです。なお、B のエクスポージャーは三月以上延滞エクスポージャーとして第 71 条に従います。 ② 適用できません。

		ト 75%を適用できると考えてよいか。 ②また、仮にBのエクスポージャー（三月以上延滞）が8,000万円の場合（A・B合算で1億円超の場合）には、Aにリスク・ウェイト 75%を適用できるのか。	
22	第 68 条 (信金 第 62 条)	大企業の代表者への融資（第 69 条(信金第 63 条)、第 71 条(信金 65 条)に該当しない場合）は、当該企業への融資の有無に関わらず、1 億円以下であれば常にリスク・ウェイト 75%であるのに対し、中小企業の代表者への融資は当該中小企業への融資と名寄せされ、合計で 1 億円超となればリスク・ウェイト 100%になる（リスク・ウェイト 75%とは限らない）というのは矛盾ではないか。	中小企業とその代表者との関係ほど、大企業とその代表者の関係は密接ではないと考えられます。
23	第 68 条 (信金 第 62 条)	中小企業等・個人向けエクスポージャーの特例の要件の一つとして、信用リスク削減手法前でのエクスポージャーの額が1億円以下とあるが、75%の特例が受けられることとなったエクスポージャーについての信用リスク削減手法の適用は、債務者毎に別々に計算するという理解でよいか。（例．債務者たる中小企業の代表者の妻名義の相殺適状預金は、同人が連帯保証人になっていない限りにおいて、妻に対する融資残高に対してしか相殺の効力を有しない。）	御指摘のとおりです。なお、例にあるような連帯保証人の預金だからといって、無条件で相殺できるものではないことにご留意ください(第117条を御参照下さい)。
24	第 68 条 (信金 第 62 条)	第 3 項「中小企業等」の定義において、当該中小企業等が複数の事業（業種）を営んでいた場合、主業（例：売り上げ構成比が最も高い事業）を当該中小企業等の業種と考えてよいか。	御指摘のとおりです。
25	第 68 条 (信組 第 39 条)	「一の債務者」の具体的な名寄せの範囲を明確化してほしい。	御指摘の件については、解釈集において、明確化する予定です。
26	第 68 条 (信組 第 39 条)	第 1 号「一の債務者に対するエクスポージャーの額」には抵当権付住宅ローンを含むのか。 第 2 号「前号の要件を満たすエクスポージャー・・・の額を合計した額」には、抵当権付住宅ローンを含むのか。	17 年 6 月 17 日付回答の別紙 2 項番 19 を御参照下さい。

27	第 68 条 (労金 第 39 条第 3 項第 3 号)	第 68 条(労金第 39 条)第 3 項第 3 号における法人に労働組合が該当するという理解でよいか。 その判断に際し、資本金等は零、従業員数は書記局職員数と解してよいか。	第 68 条第 3 項に該当する労働組合であれば、御指摘のとおりです。 その判断に際しては、資本金等は零で差し支えありませんが、従業員とは、その法人に常勤する者を指しますので、労働組合においては、専従者が従業員に当たるものと考えます。
28	第 68 条	中小企業基本法の会社及び個人から法人と変更になりましたが、個人は、除外されると考えてよいか。 また、ここで云う法人の定義を示してほしい。	個人向けエクスポージャーについては、今回の修正にかかわらず第 68 条第 1 項各号の要件を満たしていれば、リスク・ウェイトを 75%としてもよいことになっています。 また、法人とは民法その他の法律の規定により法人格を有するものを指します。
29	第 69 条 (信金 第 63 条)	①「抵当権により完全に保全」(フル保全)は時価ベース(掛目後ではなく)でよいか。 ②また、当該物件で担保不足の場合には共同担保として別物件を徴しているケースもあるが、共同担保ではフル保全の対象外なのか。(例. 息子夫婦が住宅を建てるが、融資額に比して担保不足なので、親名義の別の土地を共同担保(第 1 順位)に徴した。)	①17 年 3 月 31 日付回答の別紙 3 項番 59 を御参照下さい。 ②御指摘の例は抵当権付住宅ローンには該当しません。第 69 条にいう「抵当権」とは当該住宅ローンの対象物件に設定されたものに限りします。
30	第 69 条 (信金 第 63 条)	土地を購入後に自己居住目的の住宅を建築する場合において、当該土地購入目的のみの融資は抵当権付住宅ローンの対象になるか。	第 69 条のとおり、資金用途は住宅の建設、取得又は増改築に限られており、御指摘の事例は、土地を購入しただけの時点では、抵当権付住宅ローンには該当しません。
31	第 69 条 (信金 第 63 条)	同一債務者、同一担保で住宅ローンが複数口座ある場合は、抵当権は第 1 順位、第 2 順位…となっている(例. 保証付住宅ローンとプロパー住宅ローンの併用)。「抵当権付住宅ローン」は原則として第 1 順位のみとなっていることから、リスク・ウェイトの適用は債務者単位ではなく、口座単位での適用と考えてよいか。	御指摘のとおりです。
32	第 69 条 (信金 第 63 条)	信用保証会社の保証付住宅ローンにおける担保評価は、「保証会社が保証する範囲」との位置付けから、プロパー融資での不動産担保評価方法に比して簡便なのが一般的だが、 ①保証会社が抵当権を設定する場合もフル保全の判断に用いることがで	①できます。詳細については、解釈集において、明確化する予定です。 ②御指摘のとおりです。

		<p>きるか。</p> <p>②その評価額は金融機関側では把握できないが、金融機関独自で再評価すべきなのか。</p>	
33	第 69 条 (信金 第 63 条)	<p>民間の信用保証会社の担保は、通常、担保物件評価システムに載せてはいないため、例えば当該保証会社が評価した担保価格の 80%の価格により保全されているならば「完全に保全されている」とみなしてよいか。</p>	<p>担保の評価を保証会社が行う場合であっても、それが適切に評価されていることを確認する必要があります。保証会社の評価の適切性が確認できない場合は金融機関が自ら適切に評価すべきと考えます。</p>
34	第 69 条 (信金 第 63 条)	<p>①第 1 項第 3 号ハについて、「現に賃貸が行われておらず」というのは、実務的にはアパートローンの融資で、内貸しを何回か実行し、建物が完成後、表示登記、保存登記及び抵当権設定登記ができた時点で、賃料収入が見込まれる日を当初返済日として、本貸し実行が行われるといった場合に、内貸しの段階では賃貸が行われていることにはならないとの意味と理解してよいか。(入居率等の賃貸状況を実査確認していくことは、現実的には不可能。)</p> <p>②また「専ら」とは、他に明解な返済原資がない限りという意味か。</p>	<p>①アパート完成前は賃貸が行われていないものと考えます。</p> <p>②御指摘のとおりです。</p>
35	第 69 条 (信金 第 63 条)	<p>第 1 順位が公的機関である時の次順位の担保余力をみる場合、先順位額を控除するが、債権額(当初融資額)を控除するのか、現在残高(残高証明書等で残高を把握できる場合に限る)の控除でよいか。</p>	<p>現在残高を残高証明書等で把握できる場合は、当該残高を先順位額としても差し支えありません。</p>
36	第 69 条 (信金 第 63 条)	<p>第 69 条(信金第 63 条)の要件を満たすものであれば、債務者が個人・法人であるか問わずリスク・ウェイト 35%を適用できると考えてよいか(例:債務者が法人の場合の一般的なアパート建築資金)。</p>	<p>法人の場合、ほとんどが第 69 条第 3 号イ又はロに該当することが想定されます。したがって、御指摘のケースはほとんどないものと考えます。</p>
37	第 69 条 (信組 第 40 条)	<p>「抵当権により完全に保全されていること」とは、当該住宅ローンの契約時に保全が確認できていることと解釈してよいか。</p>	<p>契約時のみの確認では不十分であると考えます。</p>
38	第 69 条 (信金 第 63 条)	<p>リスク・ウェイトを 35%に軽減するにあたり、「抵当権により完全に保全されていること」を厳格に確認するために担保物件の再評価(定期的な評価替え)が必要だとすると、システムのな</p>	<p>金融庁としては、莫大なコストをかけて評価替えを行うことを求めるものではありません。不動産の状況は多様であることから、画一的な方法をお示しすることは困難であると考えます。し</p>

		自動評価ができていない限り到底不可能と思われる。自動評価システムの構築には莫大なコスト負担と時日がかかることから、何らかの簡便のみなし適用方法を示してほしい。	たがって、「抵当権により完全に保全されていること」を合理的に説明する手法については、各金融機関の創意工夫により対応していただきたいと考えます。
39	第 69 条 (信金 第 63 条)	根担保等は本来、対象物件如何に関わらず、当該債務者の融資全体に効力を有し、特定の融資口座に紐付けされるものではないが、ある債務者にプロパー融資と住宅ローンがあり、住宅の土地や建物とは別の物件を根担保に徴している場合、その効力は住宅ローンにも及ぶ(充当できる)と考えてよいか。	根抵当権付住宅ローンも第 69 条の「抵当権付住宅ローン」とみなせます(17 年 3 月 31 日付回答の別紙 3 項番 57 を御参照下さい。)。ただし、本条にいう「抵当権」(根抵当権)とは当該住宅ローンの対象物件に設定されたものに限ります。
40	第 69 条 (労金 第 39 条第 3 項第 3 号)	根抵当権付住宅ローンを、抵当権付住宅ローンとして取扱う場合の要件如何。	御指摘の件については、解釈集において、明確化する予定です。
41	第 70 条 (信金 第 64 条)	①「不動産の取得又は運用を目的とした事業」とは、第 69 条(信金第 63 条)3 号イにある「住宅建設あるいは宅地開発」と同義である(つまり、一般的なアパート建築は非該当)と考えてよいか。 ②また、当該事業に対するエクスポージャーであっても、返済が専ら当該不動産からの賃料等に依存していなければ、第 70 条(信金第 64 条)には該当しないと考えてよいか。	①「不動産の取得又は運用を目的とした事業」とは、第 69 条第 3 号イにある「住宅建設あるいは宅地開発」を含みますが、これらに限られないと考えます。また、アパート建築資金であっても第 69 条に該当するものは第 70 条に該当しません。 ②御指摘のとおりです。
42	第 71 条 (信金 第 65 条)	三月以上延滞エクスポージャーは、「…三月以上延滞している者に係るエクスポージャー」とあることから、債務者単位で捉えるという理解でよいか。その場合、ある債務者の融資のうち、一口座のみが三月以上延滞しているも、当該債務者に係る融資は全て三月以上延滞エクスポージャーとなるのか。また、引当率の算定においても、当該債務者全体のエクスポージャー(非延滞部分を含む)に対する引当率を求めるという理解でよいか。	御指摘のとおりです。

43	第 71 条 (信金 第 65 条)	ある債務者に対する総エクスポージャーを、部分直接償却実施額 (A)、個別貸倒引当金引当額 (B)、未引当額 (C)、信用リスク削減手法適用部分 (D) に分けると (B+C+D が貸借対照表計上額)、 引当率 (%) = (A+B) / (A+B+C+D) ⇒ C に対するリスク・ウェイト決定、 総リスク・アセット = C × リスク・ウェイト + D に信用リスク削減手法を適用したリスク・アセットとなるのか。	御指摘のとおりです。
44	第 71 条 (信金 第 65 条)	一般貸倒引当金は引当率の計算には含まれないことから、3 ヶ月以上延滞の要管理債権は必ずリスク・ウェイト 150% になる (DCF 法による引当を行っていない限り) と理解してよいか。但し、実質破綻先が部分直接償却残高を残したまま、要管理債権にランクアップするようなケースは実務上考えられない。	御指摘のとおりです。ただし、DCF 法による一般貸倒引当金も他の一般貸倒引当金と同じ取扱いになります (17 年 3 月 31 日付回答の別紙 3 項番 71 を御参照下さい)。
45	第 71 条 (信金 第 65 条)	第 2 項の「売掛債権」とは、具体的にどのようなものをいうのか。	例えば、売掛金等が考えられます。
46	第 71 条 (信組 第 42 条)	一般貸倒引当金を計上している 3 か月以上延滞エクスポージャーは、第 71 条 (信金第 42 条) の計算の基礎から除いてほしい。	17 年 3 月 31 日付回答の別紙 3 項番 67 を御参照下さい。
47	第 71 条 (信組 第 42 条)	引当率の計算のうち、分母 (当該エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額) からは、信用リスク削減手法適用部分を除くと考えてよいか。	信用リスク削減手法の適用部分を含めた額に対する引当率を算出します。
48	第 71 条 (信組 第 42 条)	リスク・アセットの計算は、信用リスク削減手法適用後の未引当部分 × リスク・ウェイトと考えてよいか。	御指摘のとおりです。
49	第 71 条 (信組 第 42 条)	延滞エクスポージャーの計算において、中小企業とその代表者にそれぞれ貸出がある場合であって、そのうち中小企業への貸出のみが延滞している場合は、当該中小企業への貸出のみが延滞エクスポージャーに該当すると考えてよいか。	内部管理と整合的なものである限り、御指摘の取扱いでも差し支えありません。

50	第 71 条 (信金 第 65 条)	保全状況が優良で引当の必要のないエクスポージャーの方がリスク・ウェイトが高くなるのは矛盾するのではないか。	17 年 3 月 31 日付回答の別紙 3 項番 72 を御参照下さい。
51	第 71 条 第 72 条	抵当権付住宅ローンとそれ以外のエクスポージャーが同一の債務者に供与している場合、抵当権付住宅ローンとそれ以外のエクスポージャーの何れか一方のみ延滞している場合には、当該債務者に対するエクスポージャーはすべて延滞エクスポージャーとなるとの理解でよいか。	御指摘の件については、解釈集において、明確化する予定です。
52	第 72 条 (農協 第 43 条)	抵当権付住宅ローンとその他の与信の延滞判定は別々に判定できるようにしてほしい。	御指摘の件については、解釈集において、明確化する予定です。
53	第 74 条 第 75 条	信用保証協会（または株式会社産業再生機構）により保証されたエクスポージャーが、部分的な保証である場合（100%保証でない）には、被保証部分のみが該当するという理解でよいか。例えば事業法人への債権の場合、未保全部分は法人等向けエクスポージャーとの分類でよいか。	御指摘のとおりです。
54	第 74 条 第 75 条	信用保証協会（または株式会社産業再生機構）により保証されたエクスポージャーはリスク・ウェイト10%とされている。信用保証協会により保証されたエクスポージャーであっても貸出金と自行預金の相殺、または金融資産担保の信用リスク削減効果を勘案し、該当部分のリスク・ウェイトは0%とすることができる。この場合、信用保証協会により保証されたエクスポージャーとして、リスク・ウェイト10%となるのは信用リスク削減効果を勘案した部分を除いたエクスポージャーとしてよいか。	御指摘のとおりです。
55	第 75 条 (信組 第 46 条)	(株)産業再生機構が平成 18 年度中に解散するのであれば、「(株)産業再生機構により保証されたエクスポージャー」の規定は不要ではないか。	株式会社産業再生機構法上は、平成 20 年 3 月 31 日までは同機構が存続することがありうるため、原案を維持致します。
56	第 77 条 (信金 第 71 条)	投資対象が明確に把握できる投資信託のリスク・ウェイトについては、当該投資対象区分に応じたリスク・ウェイトを適用することは可能か。	17 年 3 月 31 日付回答の別紙 3 項番 75 を御参照下さい。

57	第 77 条 (信組 第 48 条)	金銭信託、投資信託については、構成財産の内容によってリスク・ウェイトを判断し、構成内容が明確に把握できない場合はリスク・ウェイト 100%としてよいか。	御指摘の件については、解釈集において、明確化する予定です。
58	第 77 条	クーポンが株価指数等にリンクする債券の取扱いを明確化してほしい。	今後必要に応じて、解釈集において、明確化を図っていきたいと考えています。
59	第 77 条	標準的手法におけるファンドの取扱いを明確にしてほしい。	御指摘の件については、解釈集において、明確化する予定です。
60	第 78 条 (信組 第 49 条)	債務保証見返は「信用供与に直接的に代替する偶発債務」に該当するが、当該貸出が第 68 条(信組第 39 条)のエクスポージャーに該当する場合はリスク・ウェイト 75%が適用されるのか。	御指摘のとおりです。
61	第 78 条 (信組 第 49 条)	債務保証見返についても第 68 条(信組第 39 条)の「一の債務者」の名寄せを行うのか。	御指摘のとおりです。
62	第 78 条 (信組 第 49 条)	債務保証見返が第 69 条(信組第 40 条)のエクスポージャーに該当する場合はリスク・ウェイト 35%が適用されるのか。	御指摘のとおりです。
63	第 78 条 (信組 第 49 条)	「オフ・バランス」の項目に貸付有価証券が定められましたが、会計処理上、当該額が資産に計上されている場合は、「オン・バランス」項目から控除すると考えてよいか。	貸し付けた有価証券には当該有価証券(オン・バランス資産)のリスク・アセットの額を算出し、それとは別に有価証券の貸付(オフ・バランス取引)に対しては別途当該取引に係るリスク・アセットの額を算出する必要があります。
64	第 78 条 第 1 条第 10 号	株価指数先物の取扱いを明確にしてほしい。	今後必要に応じて、解釈集において、明確化を図っていきたいと考えます。
65	信金 第 62 条第 3 項	第 62 条第 3 項の「中小企業等」の定義について、同項第 1 号～4 号の一部を次のように改めるべき。 (現 行) 資本の額又は出資の総額が●円以下の法人及び常時使用する従業員の数が▲人以下の法人であって～ (修正案) 資本の額又は出資の総額が●円以下の法人又は常時使用する従業員の数が▲人以下の法人であって～	告示案の表現が間違っているとは考えられませんので、原案を維持致しました。 なお、この条においては、資本の額等が●円以下の法人及び従業員の数が▲人以下の法人の両方の法人が中小企業等に該当します。
66	労金	「第二章 信用リスクの標準的手法」は「第四章…」と思われる。	御指摘を踏まえ、修正致します。